

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和４５年２月町田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号エ中「上下水道部」を「下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、町田市組織条例の一部を改正する条例（平成２３年１２月町田市条例第４０号）の制定により上下水道部の名称が変更されたことに伴い、改正するものである。

町田市議会委員会条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設常任委員会 9 人 ア～ウ 略 エ <u>下水道部</u>の所管に関する事項	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設常任委員会 9 人 ア～ウ 略 エ <u>上下水道部</u>の所管に関する事項